

官報：正誤

ページ	段	行	誤	正
令和四年十二月十六日(号外第二百七十号)公布 国土交通省令第九十号(港湾法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令) (原稿誤り)				
四		改正前欄	六	において
八		改正後欄 終りから	九	計 港 境 環 認 定 申 請 書 面
九		改正後欄	一	あつて
〃		〃	一五三・四	3及び4
令和四年八月十二日(号外第七十四号)法務省告示第五百五十三号(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件) (原稿誤り)				
一	下	改正後欄	〇	
〃	〃	改正前欄	一	城南国際学院 常南国際学院
二	上	改正後欄	二	YOMA日本 語学校
〃	〃	改正前欄	〃	学院 YOMA日本語